

令和3年 名寄市農業委員会臨時総会 会議録

日 時 令和3年7月20日(火)

午後1時48分 開始

午後3時31分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	審査結果
第1		臨時議長の選任について	
第2		仮議席の指定について	
第3		議事録署名委員の氏名について	
第4	議案第1号	名寄市農業委員会会長の互選について	承認
第5	議案第2号	名寄市農業委員会会長職務代理者の互選について	承認
第6		議席の指定について	
第7	議案第3号	担当地区の決定について	承認
第8	議案第4号	名寄市農業委員会小委員会規則の制定について	承認
第9	議案第5号	小委員会の構成及び委員長並びに副委員長の選出について	承認
第10	議案第6号	農業経営基盤強化法第16条の規定に基づく農地中間管理機構による買入協議に関する事務処理規定の制定について	承認
第11	その他	各種関係団体委員等の指名について	承認

名寄市農業委員会臨時総会出席者名簿

1番 阿部 貴代美	10番 水間 健詞	19番 沼田 清憲
2番 飯塚 明夫	11番 村中 洋一	20番 林 秀典
3番 小田桐 正彦	12番 安達 啓治	21番 藤野 修一
4番 菅野 真記子	13番 飯村 規峰	22番 又村 裕司
5番 越 孝則	14番 上手 浩幸	23番 横田 浩二
6番 清水 康史	15番 菅原 一徳	24番 村上 清
7番 鈴木 英二	16番 住田 美紀	25番 高橋 尚幹
8番 竹部 裕二	17番 武田 修一	26番 中村 敏夫
9番 南原 政幸	18番 新田 司	27番 山上 瞳

名寄市農業委員会臨時総会 会議録

日 時 令和3年7月20日（火）午後1時48分

会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 本日は、お忙しいところ臨時総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、加藤市長に出席いただいておりますので、このあとご挨拶をいただいた後、自己紹介を経て、臨時総会と進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
それでは、加藤市長ご挨拶をお願いいたします。

市 長： ようやく暖かい季節になってきました。本日は大変忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。日頃より農業、農村振興にご尽力をいただき深くお礼申し上げます。農業委員会等に関する法律の改正後、農業委員の選出方法等が変わって2回目の任命制となりました。

任命にあたり、6月2日開会の第2回定例会で同意をいただき、先ほど、辞令を交付させていただきました。私も辞令を交付する者として責任を感じながら任命させていただいたところです。これから3年間の任期となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の任命では、4名の方が新しく農業委員となられ、23名の方は、これまで農業委員としての実績が豊富な委員の方であります。委員の皆様におかれましては、それぞれの地域において、これまでの経験を生かした活動や高い識見を発揮していただきますとともに、さらなるご活躍をご期待いたしたいと存じます。

現在、名寄市の農業を取り巻く状況については、「第2次名寄市農業・農村振興計画」に基づく様々な事業展開や、収益性の高い補助事業の実施等が行われているほか、薬用植物振興、経営規模拡大や基盤強化及び法人化等も推進されています。また、農地の流動化については、農業委員の皆様の活動により支援いただいている「人・農地プラン」の見直しについても関心をもって取り組まれているところです。

一方、近年、農業委員会を取り巻く情勢は、将来の担い手の減少や守るべき農地に対する農地の最適化の推進や担い手の育成などが求められています。そのため、名寄地域全体の農業、農村の振興発展のために、これまで以上、農業委員の皆様の任務が大変重要な時代になっております。皆さんの活動により、市政発展が一層推進されるようご期待をいたし、総会の開会にあたりご挨拶といたします。

事務局長： 次に、各農業委員さんから自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の順番は、現在座っております仮議席の番号順により、番号1番の阿部委員から順にお願いします。

各 委 員： 委員自己紹介

事務局長： 次に事務局職員です。

事 務 局： 事務局自己紹介

事務局長： それでは、只今から、令和3年7月20日名寄市農業委員会臨時総会を開催いたします。本総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づく任期最初の臨時総会です。委員27名中27名の出席があり、過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項により本臨時総会が成立していることをご報告申し上げます。
なお、これから議事に入りますが、発言がある場合は、今着席いただいております仮議席番号及び氏名を告げてから発言してください。日程第6の議席の決定後は、仮議席番号から議席番号に代わりますのでよろしくお願いいたします。

事務局長： それでは、議事に入ります。

日程第1『臨時議長の選任について』を議題といたします。

臨時議長につきましては、会長が決まるまでの間、本臨時総会の招集者である加藤市長にお願いいたしたいと思っております。そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局長： ありがとうございます。それでは、会長が選出されるまでの議事進行について、加藤市長に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長： それでは総会日程に基づき会議を進めます。

日程第2『仮議席の指定について』を議題といたします。仮議席については、現在お座りいただいている席を仮議席に指定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長： 異議なしと認めます。仮議席が決定いたしました。

臨時議長： **日程第3『議事録署名委員の指名について』**を議題といたします。議事録署名委員について臨時議長において、指名してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長： 異議なしということでございます。議事録署名委員につきましては、仮議席1番 阿部 貴代美 委員、同じく2番 飯塚 明夫 委員を指名いたします。

臨時議長： **日程第4、議案第1号『名寄市農業委員会会長の互選について』**を議題といたします。農業委員会会長の選出は、農業委員会等に関する法律第5条第2項に基づき「会長は委員が互選した者をもって充てる」と定められており、名寄市農業委員会互選規定に基づき投票又は指名推薦の方法により行うこととなります。指名推薦の場合は、委員全員の同意が必要となります。なお、名寄市農業委員会互選規定第6条に基づく互選管理人は、臨時議長の私が務めますのでよろしくお願いいたします。それではお諮りいたします。どのような方法にいたしますか。

中村委員： はい。

臨時議長： 26番。お願いします。

中村委員： 26番 中村です。選考法なんですけれども、いつもだったら多分選考委員を充てて選考し

ていたと思うんですけども、選考委員というのは中々個人の意見が反映しづらいという点もありますので、今回は投票という形で提案をしたいと思います。以上です。

臨時議長： 只今、中村委員から発言がございました。それでは、名寄市農業委員会会長の互選は、名寄市農業委員会互選規定第7条に基づき、投票により行います。事務局は、ただちに投票の準備をお願いします。(13:51)

(事務局が会場準備をする)

臨時議長： ただいまの出席委員は、27名です。(13:53)
議場を封鎖します。
それでは、投票用紙を配布いたします。(13:53)

(事務局が投票用紙を配布)

臨時議長： 配布漏れはありませんか。
投票箱をあらためます。(13:56)

(事務局がふたを開け、空であることを確認する。)

臨時議長： 異常なしと認めます。(13:56)
念のため申し上げます。投票は、単記無記名で、多数票を得た人が当選となります。得票数が同数の場合は、くじで決めます。なお、投票用紙への記載は、必ず投票用紙に自書して下さい。また、氏名以外に職業住所等の記載、資格のない者の氏名の記載、2人の氏名の記載及び白票は無効となります。
それでは、点呼に応じて、順次記載台で被選挙人について記載の上、投票をお願いします。事務局に点呼を命じます。

事務局長： お名前を読み上げましたら、順に記載台で被選挙人の氏名を記入して投函してください。それでは、読み上げます。(13:57)

(1番から27番を読み上げ投票する)

臨時議長： 投票が完了しました。
投票漏れなしと認め、投票を終了します。早速、開票を行います。(14:11)

(開票・点検)

臨時議長： それでは、開票の結果を報告いたします。(14:16)

投票総数 27票、有効投票 25票、無効投票 2票、
有効投票中 沼田清憲委員 18票、小田桐正彦委員 2票、清水康史委員 2票
竹部裕二委員 1票、中村敏夫委員 1票、武田修一委員 1票

臨時議長： よって、沼田清憲委員が会長に当選されました。
沼田清憲委員、当選により会長に就任していただけますでしょうか。

沼田委員： はい。

臨時議長： 会場の封鎖をときます。
それでは、会長と議長を交代いたします。
進行にご協力をいただき、ありがとうございました。暫時休憩いたします。(14:18)

会 長： それでは、会長就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。(14:20)
急なことで非常に気が動転していると言いますか、嫌な汗が噴き出しているようでございます。ただ、私を支持してくれた方が多数おられるということで大変な、またその器ではないのですが、皆様方の協力を得ながらなんとか3年間務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長： 大変不慣れなため、進行もご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

議 長： それでは、議事に入ります。
日程第5、議案第2号『名寄市農業委員会会長職務代理者の互選について』を議題といたします。
名寄市農業委員会互選規定第7条に基づき、投票を行います。
ただいまの出席委員は、27名です。互選のため議場を封鎖します。
投票用紙を配布します。(14:22)

(事務局が投票用紙を配布)

議 長： 配布漏れはありませんか。
投票箱をあらためます。(14:24)

(事務局がふたを開け、空であることを確認する。)

議 長： 異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名で、多数票を得た人が当選となります。得票数が同数の場合は、くじで決めます。なお、投票用紙への記載は、必ず投票用紙に自書して下さい。また、氏名以外に職業住所等の記載、資格のない者の氏名の記載、2人の氏名の記載及び白票は無効となります。
それでは、点呼に応じて、順次記載台で被選挙人について記載の上、投票をお願いします。事務局に点呼を命じます。

事務局長： お名前を読み上げましたら、順に記載台で被選挙人の氏名を記入して投函してください。それでは、読み上げます。(14:26)

(1番から27番を読み上げ投票する)

議 長： 只今、投票が完了しました。投票漏れなしと認め、投票を終了します。
早速、開票を行います。(14:34)

(開票・点検)

議 長： それでは、開票の結果を報告します。(14:42)

投票総数 26票、有効投票 26票、無効投票 0票、
有効投票中 村中洋一委員 16票、清水康史委員 3票、小田桐正彦委員 2票
住田美紀委員 2票、武田修一委員 1票、林 秀典委員 1票
中村敏夫委員 1票

議 長： よって、村中委員が会長職務代理者に当選されました。
村中委員、当選により会長職務代理者に就任していただけますか。

村中委員： はい。

議 長： 村中洋一委員、よろしくお願いします。
それでは議場の封鎖をときます。
会長職務代理者はこちらの席に移動をお願いします。(14:43)

(新会長職務代理者が着席)

会 長： それでは、一言お願いいたします。(14:43)

会長代理： 只今、互選の会長代理ということで務めることになりました、村中です。職務経験の長い先輩方がたくさんいる中で、ただ自分は経験不足であります。沼田会長にそれぞれご示唆頂きながら職務を全うしていきたいと思っております。農業委員の役割はいろいろありますけれども、1番大きいのはやっぱり農地にかかわる農地業務だと思っております。ここ近年、法人化、規模の拡大、また風連・名寄・智恵文と地域を跨いでの農地の流動もここ近年進んでおります。今年農業委員の担当地区もありますけれども、農業委員の横の繋がりも今以上に繋がりを持って進めていきたいと考えております。皆さんに相談事、またご協力をお願いすることが多々あると思っております。よろしくお願いします。

議 長： 暫時休憩いたします。ここで、加藤市長が退室されますのでご挨拶があります。

市 長： 退室にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。
農業委員会の3年間のスタートとなる臨時総会の臨時議長を務めさせていただき誠にありがとうございました。本日、沼田会長、そして会長職務代理者に村中委員が就任されました。これから、農地行政の推進のため、ご尽力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。また、これから様々な活動が始まりますが、各農業委員の皆様には、今後のご活躍によりまして、さらなる農地行政の発展をご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

議 長： 加藤市長ありがとうございました。市長におかれましては、この後の公務予定が入っておりますので、ここで退席されます。(14:45)

議 長： 会議を再開します。(14:46)
日程第6『議席の指定について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： それでは、議案3ページの議席図をご覧ください。議席の決定方法については、クジを引いて決定する方法で行いたいと考えております。お配りいたしました議席図に記載のとおり、会長及び会長職務代理者につきましては、会長は13番席、会長職務代理者は19番席といたします。残りの1～12番席、14～18番席、20～27番席について、抽選により決定したいと考えており、クジ引きの順番については、現在の席、仮議席順としたいと思います。

議 長： お諮りいたします。ただ今、事務局の説明のとおり行ってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。それでは、さっそくクジを開始してください。(14:47)

(クジ引き開始)

事務局長： それでは、事務局がクジを持って各席を順番に回りますので、クジを引いた方は議席番号をお伝えください。

(クジ引き終了)

議 長： 議席について、事務局より発表してください。(14:51)

担当係長： それでは、議席順を発表させていただきます。
1番 菅原一徳委員… …27番 又村裕司委員、以上です。

議 長： 議席について、間違いありませんか。

(間違いなし)

議 長： 議席について決定いたしました。それぞれの議席に移動のため、暫時休憩いたします。
(14:53)

(それぞれ席を移動)

議 長： 会議を再開します。(15:06)

日程第7、議案第3号『担当地区の決定について』を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長： 本件は、農業委員の担当地区の決定であります。名寄市は、農業委員会等に関する法律に基づく農地利用最適化推進委員を置かない農業委員会であり、その場合は、同法第17条第6項に基づき、農業委員が担当する区域を定めなければならないとされております。地区の推薦等の状況に基づき、農業委員担当地区一覧(案)を提案させていただきましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

事務局： (事務局より詳しい説明をする。)

議 長： 只今、事務局より説明がございました。農業委員の担当地区の決定について、意見を求めます。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 23番 南原です。智恵文の担当地区なんですけれども、東部と1番最後にありますが、東部地区は私の地区でありまして飯塚さんと副と主を変更いただきたいと思いますと思っております。

議 長： では東部の主が南原委員で、副が飯塚委員ということにしてください。
他に何かありますか。

なければこの担当地区の割り振りで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。議案第3号は、決定いたしました。

議長： **日程第8、議案第4号『名寄市農業委員会小委員会規則の制定について』**を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局長： 本件は、平成29年農業委員会等に関する法律の改正では、農業委員会の所掌事務が農地利用の最適化の推進に関する事項に重点化され、農地、農政という機能別の部会制については廃止となったところです。

このため、法改正の趣旨に沿い、農地の最適化の推進に関する事務に重点化、円滑化を図るため、区域別に小委員会を置くために規則を制定しようとするものです。

なお、この小委員会は、法定外の部会とし、法律に基づく「部会」の名称と混同を避けるために名称を小委員会としており、これは、全国農業会議所が示した参考例に基づいたものであります。

具体的な小委員会の機能では、あっせん申し出、あっせん実施状況、懸案事項の取り扱いの協議などに関する情報共有及び協議の場を設けるなど、幅広い目線による運営が実施されることにより平準化を図っていかうとするものです。

また、ほかに必要な規程等の整備を図るなど、運用に格差が生じないよう配慮していくこととしております。

以上、名寄市農業委員会小委員会規則の制定についてご提案いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長： ただいま、事務局から説明がありました。当委員会に任意の機能として、名寄智恵文地区、そして風連地区にそれぞれ小委員会を置くため、名寄市農業委員会小委員会規則を制定することとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 異議なしと認めます。議案第4号は、決定いたしました。

議長： **日程第9、議案第5号『小委員会の構成及び委員長、副委員長の選出について』**を議題といたします。

本件は、名寄市農業委員会小委員会規則第2条第2項の規定に基づき小委員会の構成及び委員長、副委員長を選出するものです。

はじめに、小委員会の構成についてです。私からの提案ですが、小委員会の構成については、事務局から案を提示することとしたいと思っております。お諮りいたします。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長： 意義なしと認めます。それでは、小委員会の構成案について配布して下さい。

(事務局が配布する。)

議 長： ただ今、配布した小委員会の構成案について、説明を求めます。

事務局長： お手元の各小委員会の構成案については、議案第3号「担当地区の決定について」の決定に基づき構成しております。
なお、会長、会長代理については、名寄市農業委員会小委員会規則第7条の規定により必要と認めるときは、それぞれの小委員会に出席できるものです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長： お諮りいたします。小委員会の構成について決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 意義なしと認めます。小委員会の構成については、決定いたしました。

議 長： 次に、「各小委員会の正副委員長の選出について」です。
本件は、名寄智恵文地区及び風連地区の各小委員会の委員長及び副委員長の選出です。選出方法は、会長と会長代理にご一任いただきたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： それでは、そのように進めさせていただきます。
選考のため、暫時休憩します。(15:18)

(3F委員会室で選考。)

議 長： 会議を再開します。(15:24)
各小委員会の委員長及び副委員長について、選考した結果、
名寄・智恵文地区農地小委員会の委員長に 清水康史委員
副委員長に 越 孝則委員を
風連地区農地小委員会の委員長に 武田修一委員
副委員長に 新田 司委員を
それぞれ指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。議案第5号は決定されました。

議 長： 日程第10、議案第6号『農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく農地中間管理機構による買入協議に関する事務処理規程の制定について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長： 本件は、農業経営基盤強化促進法第15条及び第16条に基づき実施する農地中間管理機構の買入協議の実施に伴う運用の基準について、整備しようとするものです。
本制度は、法第16条において、「当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合」に、当該農用地について、「当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、農用地の利用の集積を図るため、当該農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるとき」と定められています。なお、制度適用の判断は、法律に基づき「農業委員会」が行うこととなります。このような国から示されている基準に基づき、買入れ協議に関する事務を行うことは、制度運用に格差が生じないためのものであります。
規程の施行については、あつせん事務の継続性を考慮し、また、農業委員の任期に合わせるため本臨時総会の提案となっております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長： お諮りいたします。農業経営基盤強化促進法第16条の規定に基づく農地中間管理機構による買入協議に関する事務処理規程の制定について、制定することとしてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長： 異議なしと認めます。議案第6号は決定いたしました。

議長： 日程第11、その他『各種関係団体委員等の指名について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 本件は、各種関係団体委員等の指名についてです。様々な関係団体から農業委員会に対し、選出依頼があります。
①の北海道農業会議会議員については、北海道農業会議会則に基づき、各市町村農業委員会会長が1号会議員となるため、その任に当たるためのものです。②～⑭までの各種協議会等への選出につきましては、名寄市からの選出依頼によるものです。なお、⑥の名寄市農業・農村振興審議会の委員選出ですが、委員1名とあるのは、現在菅野委員であり、来年3月までの任期であります。よろしくお願いたします。

議長： お諮りいたします。『各種関係団体委員等の指名について』、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長： 異議なしと認めます。各種関係団体委員等の指名については、決定いたしました。

議長： それでは、以上で予定された案件は全て終了いたしました。
以上で臨時総会を閉会いたします。

議長： それでは、閉会にあたり会長職務代理からご挨拶申し上げます。

村中代理： 本日は臨時総会ということでお集まりいただきましてありがとうございます。議場も大変暑い中、長時間にわたり審議いただきましてありがとうございます。いよいよ今月7月の総会も間もなく、7月中にありますけれども沼田会長はじめとする任期が始まるようとして

おります。重ねてですけれどもこれから任期3年、皆さんの協力を得ながら進めて参りたいと考えております。
作物もそろそろ収穫を迎える作物も出てきております。ただ、この高温で大変身体には負担がかかりますけれども体調を崩さないよう作業を進めてください。
本日は大変お疲れさまでした。

(15時31分 閉会)

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____